

改正児童福祉法の成立と 今後の児童養護

改正児童福祉法が本年6月8日に参院本会議で可決・成立しました。主な内容は、市区町村の「こども家庭センター」設置の努力義務化、家庭支援関係事業の制度化、児童養護施設の原則18歳（最長22歳）での退所期限の弾力化、ケアラー（社会的養育経験者）等を通所や訪問等により支援する拠点設置事業の創設、児童相談所が一時保護を開始する際に、事前または保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する（親権者等が同意した場合等を除く）手続きの創設等となっています。具体的な内容や対応等を考えます。



児童福祉法等の一部を 改正する法律案が成立

我が国では1990（平成2）年の合計特殊出生率「1・57ショック」以降、少子化対策に取り組んできた。また、市区町村においてよりよい家庭環境・養育環境のための体制の構築のほか、虐待への対応強化のための児童相談所の体制強化、家庭養育優先原則に基づく社会的養育の質の向上に取り組んできた。

しかしながら、依然として子育て世帯には、仕事との両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困などさまざまな課題があるなか、核家族での子育て、希薄な地域関係のなかでの子育てなど、困難な状況がある。また、児童相談所の虐待相談対応件数は、1999（平成11）年以降右肩上がりが続き、2020（令和2）年度には20万件を超えている（図1）。加えて、「児童の権利に関する条約」を1994（平成6）年に批准してから四半世紀以上が経過しているが、社会的養育における子どものニーズに応じた支援のあり方は、まだ不十分な点が多い。

図1 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移

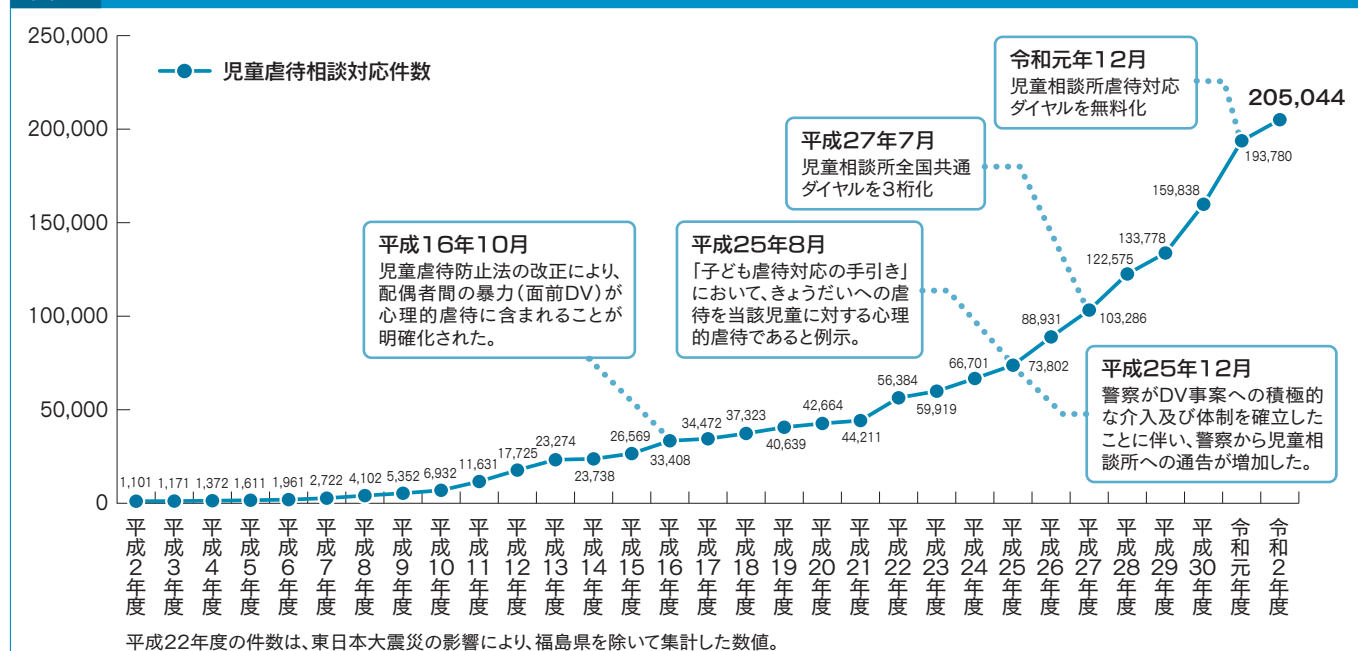


図1…「令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>）より（編集部で一部改変）



福祉法等改正（平成29年4月施行等）では、それまで規定がなく児童相談所の設置ができなかった政令で定める特別区（東京23区）での設置を可能とすること、児童相談所に児童心理司、医師または保健師、指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに弁護士配置またはこれに準ずる措置を行うこと、養子縁組里親を法定化し都道府県（児童相談所）の業務として養子縁組に関する相談・支援を位置づけること、自立援助ホームの対象に22歳の年度末までの大学等就学中の者を追加すること、等が行われた。2021（令和3）年度は、2016（平成28）年改正の5年後見直し年を迎えること、また2019（令和元）年の児童福祉法改正（令和2年4月施行等）における附則で、

・一時保護その他の措置に係る手続きのあり方

・児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格のあり方その他該当者についての必要な資質の向上を図るための方策

・児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることでできる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていた。

これらを受け、厚生労働省では、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会等で議論を進め、2022（令和4）年2月に報告

書を取りまとめた。この報告書に基づいた児童福祉法等の一部を改正する法律案（2022（令和4）年）が国会に提出され、同年6月8日に参院本会議で可決・成立した（公布日は6月15日）。

「こども家庭センター」の設置のほか新たに創設される事業も多数

今回の児童福祉法等改正の内容は、①子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化および事業の拡充、②一時保護所および児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、③社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、④児童の意見聴取等の仕組みの整備、⑤一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入、⑥子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上、⑦児童をいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取り組み強化）等となっており、施行期日は2024（令和6）年4月1日（ただし⑤は公布後3年以内で政令で定める日、⑦の一部は公布後3月を経過した日、2023（令和5）年4月1日または公布後2年以内で政令で定める日）である（4頁図2）。
具体的な内容について、主なものをみてみると、①はすべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法に基づく）と子育て世代包括支援センター（母子保健法に基づく）を「こども家庭センター」として

一体化。支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成を新たに市町村の業務として位置づけ、確実に支援につなげることを求めている。なお、「こども家庭センター」は法律上の名称であり、各自治体独自の名称を付すことも可能である。また、物理的な一本化は求めず、組織が一体的で情報 が確実に共有されていれば問題はない。

さらに、改正法では2024（令和6）年4月施行とされているが、施行を待たずに、整備可能な自治体から取り組みを進めてもらうため、2021（令和3）年度補正予算の安心こども基金を活用し、

・児童福祉と母子保健の相談機関を一体的に整備した場合の整備費・改修費の補助率を引き上げ（国9/10負担）

・現行の補助事業を維持しつつ、児童福祉・母子保健双方の業務を一体的に行うための統括支援員の配置に要する費用の支援を行っている。

なお、2021（令和3）年度補正予算では、虐待リスク等の高い妊婦健診未受診の妊婦等の家庭を訪問して継続的に状況を把握する「妊婦訪問支援事業」が創設されており、こちらの活用も勧めている。

新たに創設される事業としては、(a)子育て世帯訪問支援事業、(b)児童育成支援拠点事業、(c)親子関係形成支援事業がある。

(a)は主に家事支援を行うことで、深刻な虐待事案に至る前段階で家庭を支えることを目的としており、担い手となる訪問支援員の要件については、専門職に限定することなく、家事または育児支援を適切に実行する能力を



地域の医療拠点、 交流拠点となることを目指して

— 福岡市・社会医療法人財団白十字会 白十字病院 —

昭和4年に創立された社会医療法人財団白十字会（理事長・富永雅也氏）は、長崎県佐世保市と福岡市西区、糸島地区を拠点に、「患者さんが一日も早く社会に復帰されることを願います」という基本理念のもと、救急医療から急性期・回復期・慢性期、在宅介護に至るまで切れ目のない医療介護サービスを提供している。

法人施設は、急性期病棟の佐世保中央病院と白十字病院、回復期リハビリテーション病棟の耀光リハビリテーション病棟の3カ所の病院をはじめ、介護老人保健施設、介護付有料老人ホームのほか、在宅サービスなど、31施設・事業所

切れ目のない 医療介護サービスを提供

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された福岡市にある白十字病院を取りあげます。ケアミックス病院の同院は、令和3年4月に急性期と回復期を担う2つの病院に分院して医療機能の強化を図っています。医療機能や実践する医療提供の特色について取材しました。

福岡市にある白十字病院は、昭和57年の開設以来、福岡市西区と糸島地区を拠点に、救急医療をはじめ、急性期・回復期・慢性期医療を提供する466床のケアミックス病院として地域医療の中核を担ってきた。

主な施設認定は、福岡市西区で唯一の地域医療支援病院の承認をはじめ、基幹型臨床研修病院、開放型病院の許可を受けている。

分院により専門性と医療機能の強化を図る

同院は、開設40周年を迎える令和3年4月に分院し、300m離れた場所に急性期病院として移転新築するとともに、既存施設を増改築して回復期に特化した白十字リハビリテーション病院を開設することにより、それぞれの専門性と医療機能の強化を図っている。

分院を伴う病院の移転新築を実

施設の概要

社会医療法人財団白十字会 白十字病院

〒819-8511

福岡市西区石丸4-3-1

TEL 092-891-2511

FAX 092-881-4491

URL <https://www.fukuoka.hakujuyikai.or.jp/>

病院開設：昭和57年

理事長：富永 雅也

病院長：淵野 泰秀

病床数：282床（一般病床225床、地域包括ケア病床45床、ICU12床）

診療科：内科、糖尿病内科、脳・血管内科、脳神経内科、腎臓内科、人工透析内科、肝臓内科、消化器内科、心臓血管内科、内分泌内科、呼吸器内科、放射線科、精神科、外科、消化器外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、肛門外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、眼科、救急科、麻酔科、リハビリテーション科、臨床検査科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科（計33診療科）

職員数：809人（うち非常勤201人）

法人施設：〈佐世保地区〉佐世保中央病院（312床）、耀光リハビリテーション病院（330床）、介護老人保健施設2カ所、介護サービス事業所21カ所

〈福岡地区〉白十字リハビリテーション病院（160床）、介護サービス事業所5カ所



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949